

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成25年10月5日（土）から11月5日（火）まで

提出された意見の件数：9件

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>結論：改正案に賛成。消費税率の引上げという日本郵便側に全く責任の無い理由による値上げであり、郵便網の安定運用の重要性を考えれば、本件値上げは妥当だと思います。</p> <p>《個人》</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>
2	<p>郵便料金に関しては国民生活の中での重要性かつユニバーサルサービスを維持するために必要最小限の料金と定めている事から、今回の82円への改定は妥当と思いますが、今後消費税が10%に上がる事や日本郵便株式会社での利益幅減少、加えて郵便物数の恒常的減少などを鑑みると、90～100円程度までの改定でも良いのではないのでしょうか？</p> <p>法的な改定の為、日本郵便株式会社の経営に関する事まで踏み込んだ事は出来ませんが、80円になって20年近く経っており、デフレであったとはいえ、最小限の利潤を生みだせるレベルの値段設定とは思えません。</p> <p>《個人》</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の上限料金の改正は、郵便料金に消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするためのものですので、将来的な郵便物数の減少等を鑑みた上限料金の改正に係る御意見については、今後の参考として承ります。</p>
3	<p>反対します。</p> <p>《個人》</p>	<p>反対の理由が明らかではありませんが、本改正案は、消費税法等の改正により、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税の課税対象である郵便料金にも消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするために必要な措置を講ずるものです。</p>
4	<p>反対です。</p> <p>《個人》</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方
5	<p>広告郵便物の割引縮小などで確保するべきであり、前回も不便だった 1 円単位の端数はやめてください。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものです。</p>
6	<p>一個人的意見として二案記させていただきます。</p> <p>1、 消費税転嫁の見送り。</p> <p>2、 2円なんて中途半端な額でなく消費税転嫁+実質上値上げとして通常郵便50gまで100円とし、以降一律化とし500g以上は「ゆうパック」扱としては？ 通常郵便物は重量別による料金にする必要はないのでは？ 現行の大口利用者の割引率増大。 郵便ハガキについては通常郵便物での収益力に望みを託し50円に据え置き。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>具体的な郵便料金については、今後、本改正案による改正後の上限料金の範囲内で、日本郵便株式会社が定め、総務大臣に届出又は認可申請を行うこととなりますので、御意見は参考として承ります。</p>
7	<p>今回の郵便料金の改正で思い出すのは、使い残りの62円切手がまだ残っていて、それを使うために5円切手と1円切手を限られた面積にべたべたと貼り、せっかく書いた宛名が台無しになってみっともなく、がっかりしたことです。葉書も同様で、しかも深夜や旅先で手紙を書くことが多く、手持ちの切手の図柄の綺麗なものを選んで、追加分の端数の切手を貼るのに、1円切手が足りず、すぐに出せないこともしばしば。消費税が段階的に上がることで、上がった時ふたたびこのような事が起こると考えると、何とかならないかと思えます。出すときにその時価の分だけ購入するのが一番だが、気に入った図柄や季節などに合わせた図柄を選ぶのも切手の楽しみなので、端数のついた記念切手も購入せざるをえない。しがない切手好きのボヤキではあるが、使用者の一意見として知って頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方
8	<p>郵便料金値上げの新聞記事を読みました。私は、消費税法第6条及び同法別表第1第4号により、郵便料金には消費税が課税されていないものと理解していました。もし、この理解に間違いがないとすれば、消費税率の引き上げを理由とする郵便料金の値上げは、不可解なのですが、如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>郵便に対する消費税は、郵便の役務の提供の段階で課税されるため、郵便を利用される際に税込の料金分の郵便切手を貼付して差し出していただくこととなります。</p> <p>消費税法第6条及び別表第1第4号の規定は、郵便料金の納付に使用する郵便切手類の購入そのものに対してまで課税することとなると、二重課税となるため、郵便切手類の譲渡には消費税を課さない旨を定めたものです。</p>
9	<p>以前の勤め先では郵送物は日本郵便さんを使っていました。</p> <p>利点 毎日、回収に来てくれる たしか、一通70円だったと思います。</p> <p>ダメな点 速達は無く、次の日には必ず着くとのことでしたが実際、名古屋の本社への書類は一日では届いていないようです。(届かないのがダメとかではなく、それならそうであるときちんと認識の上、説明すべきだと思います)</p> <p>結論、はんこ押すだけのお偉いさんの意見より実際に配達されている方々の意見を聞くのが一番良いと思われま。地方では郵便局は大切な存在であるのは間違いないのですから。</p> <p>しかし、中途半端は良くないと思うので、郵便事業一本に絞ってはいかがでしょうか。</p> <p>新生銀行あたりに譲渡して・・・ ヤマトさんや佐川さんとの銀行へお金預けますか？</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>本改正案に対する直接の御意見でないため、参考意見として承ります。</p>